

参加者募集

みんなでつくる財政白書

公開検討会

誰にでも手に取ってもらえる「わかりやすい財政白書」の作成を進めています。検討会での議論を聞いた後、みんなのお金のことや、明石のまちのこれらについて一緒に話し合いませんか。

日時/7月28日(日)午後1時~

場所/市役所本庁舎8階

806会議室 定員/20人



申し込み/7月25日午後5時まで、市ホームページの申込フォームまたは電話、ファクシミリ、メール(住所・氏名・電話番号を記入)で財務室財務担当 (TEL 918-5011 FAX 918-5125 ④zaisei@city.akashi.lg.jp)で先着順に受け付け



詳しくはこちらから

国民健康保険制度からのお知らせ

①国民健康保険料 決定通知書を世帯主宛てに送付 7/12発送

対象/国民健康保険加入世帯(世帯主が社会保険や後期高齢者医療制度の場合も世帯主宛てに通知) 納付/決定通知書に同封の納付書裏面に記載している金融機関やコンビニなどで納めるか、口座振替で納付を。納期は7月~来年3月の9回 ※年金からの天引きの場合は、4月~来年2月の6回(各年金支給月)

②国民健康保険証(兼高齢受給者証)を切り替え 7/17発送

国民健康保険の保険証(70~74歳の国民健康保険加入者には、保険証兼高齢受給者証)が切り替わります(後期高齢者医療制度加入者は対象外)。世帯主宛てに新保険証を7月17日に発送します。会社の健康保険などへ加入している場合は、速やかに脱退の手続きをお願いします。

有効期限/8月1日~令和7年7月31日

ただし、以下の人は有効期限が異なります。

年齢	期限
70歳を迎える人	誕生日前日の月の末日まで
75歳を迎える人	誕生日の前日まで

※紙の「保険証(兼高齢受給者証)」は12月2日に廃止されマイナ保険証に移行しますが、今回送付する「保険証(兼高齢受給者証)」は、上記の期間は使用できます。 ※新しい保険証は届け出により、簡易書留での受け取りができます。詳しくはお問い合わせを

③「限度額適用認定証」・「特定疾病療養受療証」の更新

▶「限度額適用(・標準負担額減額)認定証」の更新 更新には申請が必要です。対象世帯には申請書を7月中旬までに発送します。入院や手術などで引き続き認定証が必要な人は申請してください。 ※郵送での申請をお願いします

対象/認定証(有効期限が7月31日)をお持ちの人

▶「国民健康保険特定疾病療養受療証」の更新

受療証(有効期限が7月31日)をお持ちの人には、新しい受療証を7月中旬ごろに発送します。

お問い合わせ/①・②国民健康保険課賦課係 (TEL 918-5022 FAX 918-5105)、③同課管理係 (TEL 918-5021 FAX 918-5105)

介護保険からのお知らせ

高齢者総合支援室介護保険担当 (TEL 918-5091 FAX 919-4060)

介護保険料の決定通知書を送付 7/12発送

対象/65歳以上の第1号被保険者 納付/年間18万円以上の年金受給者は、原則4月~来年2月の年6回の年金から差し引かれます。それ以外の人は納付書を利用し、金融機関などで納めるか、口座振替で納付してください 納期限/7月~来年3月の毎月末

負担割合証の送付

要介護認定を受けている人には、7月中旬以降に負担割合証(黄色)を送付します。

後期高齢者医療制度からのお知らせ

長寿医療課 (TEL 918-5165 FAX 918-5105)

新しい被保険者証ほかを送付 7月中旬

8月1日に更新する新しい「被保険者証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」を送付します。

▶被保険者証

医療費の窓口での負担割合は、令和5年中の所得で判定します。保険料を滞納している人は、有効期限が短い被保険証を送付することがあります。納付が困難なときは必ずご相談ください。

▶限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証

引き続き交付対象となる人に、被保険者証と一緒に新しい認定証も送付します。新たに交付を希望する人は申請が必要です。

※届け出により簡易書留で受け取りができません。受領期間を過ぎると、特定記録郵便で郵送します。 ※紙の「被保険者証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」は、12月2日に廃止されマイナ保険証に移行しますが、今回送付する被保険者証や認定証は令和7年7月31日まで使用できます。

保険料額決定通知書を送付 7月中旬

- ①年金から支払い(特別徴収) 各年金支給月に直接年金から差し引かれます。
- ②口座振替や納付書での支払い(普通徴収) 7月~来年3月の毎月末(年9回) ※口座振替は別途手続きが必要です。

HPVワクチン(子宮頸がん予防)の接種を逃した人へ

子ども健康課 (TEL 918-5656 FAX 918-6384)

HPVワクチンの積極的勧奨の差し控えのため接種機会を逃した人を対象に特例接種を行います。

対象/平成9年4月2日~平成20年4月1日に生まれた女性で、HPVワクチンの3回接種を完了していない人

接種期間/令和7年3月31日まで ※1回目から3回目の接種まで6か月程度の間隔をあける必要があるため、接種期限までに3回接種を希望する人は9月までに1回目の接種をしてください。期限後の接種は全額自己負担となります。

特例接種対象者で、定期接種・特例接種期間外に自費接種を済ませた人への償還払いも行っています。詳しくは市ホームページで確認を

介護保険負担限度額認定証の更新

更新には申請が必要です。対象者には申請書を送付しています。

対象/認定証(有効期限が7月31日)をお持ちの人

介護保険施設における居住費の助成制度(補足給付)が変わります 8/1~

近年の光熱・水道費上昇に伴い、負担の公平性と制度の持続可能性を高めるため、居住費の負担額が見直されました。詳しくは更新申請に同封するお知らせでご確認ください。

▶令和6・7年度の保険料率

兵庫県後期高齢者医療保険料を決める基準となる保険料率が決定しました。年間の保険料は、一人ひとりが等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計(上限80万円)となります。

均等割額	1人につき 5万2791円
所得割額	(令和5年中の総所得金額等-43万円)×11.24%

▶所得の低い人の軽減

世帯の令和5年中の総所得金額などが一定の金額以下の人は、均等割額が軽減されます。

総所得金額等(被保険者全員+世帯主)が次の基準額以下の世帯	軽減割合
基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者数-1)	7割
基礎控除額(43万円)+29.5万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)	5割
基礎控除額(43万円)+54.5万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)	2割

小児科診療所の開設費用を助成します

小児科診療所を開設するための費用の一部を市が助成します。

対象/令和7年3月31日までに、市内に小児科診療所を開設しようとする医師または医療法人で、次のすべての要件に該当する人 ①小児科診療所を新たに開設し、10年以上診療を続ける ②夜間休日応急診療所の診療および乳幼児健康診査に出務する ③事業承継でない ※その他要件あり

助成額/対象経費(土地・建物・医療機器等の取得費・賃借料・リース料など)の2分の1(上限1000万円)

申し込み/開設予定日の5か月前まで、かつ9月30日までに事前相談(対面、要予約)が必要です。まずは電話またはメールで保健総務課 (TEL 918-5414 FAX 918-5440 ④hokensoumu@city.akashi.lg.jp)へお問い合わせを

※詳しい要件や対象経費、申込方法などは市ホームページで確認を



詳しくはこちらから